

---

## 「地方公営企業会計制度の改正に伴う特別研修」(第2回)の開催

---

このたび地方公営企業会計制度が大幅に改正され、関係の政省令が、平成24年2月1日から施行されました。

会員都市が、今回の改正について、より理解を深め円滑に新会計基準を導入できるよう、特別研修を平成24年2月28日に開催しましたが、その際アンケートにおいて、再度、実務的な内容での研修開催の要望が多数ありました。このような要望を受けて、第2回目の研修を下記の通り開催いたしました。

今回の研修では、事前に募集しました総務省への質問及び他都市への質問の回答を中心に実施いたしました。

### 【研修実施概要】

1. 日 時 平成24年9月5日(水) 13時30分～17時
2. 場 所 ルポール麹町(3階)「ガーネット」  
所在地 東京都千代田区平河町2-4-3  
電話 03-3265-5365
3. 研修内容 「地方公営企業会計制度の改正について」  
講 師 総務省自治財政局公営企業課  
公営企業経営室 交通事業係長 関本 徹氏 (写真下)

(1) 地方公営企業会計制度の改正  
について(説明)

(2) 総務省への質問に対する回答

[第1グループ] 引当金 (22問)

- ① 退職給付引当金
- ② 賞与引当金
- ③ その他引当金

[第2グループ] 補助金等で取得した固定資産の償却制度 (9問)

[第3グループ] その他 (22問)

- ① 減損会計
- ② たな卸資産
- ③ リース会計その他
- ④ 資本制度



(3) 他都市への質問に対する回答

①バスカード委託販売業務における貸倒引当金について(質問都市:青森市)

②地方公営企業会計制度の改正に伴う会計システムについて

(質問都市:宇部市、佐世保市)

(時間割表及び配布資料は別紙1のとおり)



4. 参加都市 札幌市、函館市、青森市、八戸市、仙台市、東京都、川崎市、横浜市、  
名古屋市、京都市、高槻市、大阪市、尼崎市、神戸市、宇部市、松江市、  
徳島市、小松島市、福岡市、佐賀市、長崎県、熊本市、鹿児島市  
計 23都市

5. 参加者数 50名



6. アンケートの集計について 別紙2のとおり